

○備前市情報公開条例施行規則

平成17年3月22日

規則第12号

改正 平成22年8月31日規則第29号

平成28年4月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が管理する行政文書について、備前市情報公開条例(平成17年備前市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第2条 条例第6条の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した所定の開示請求書により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 開示の請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 開示の方法
- (4) 連絡先の電話番号
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 開示請求書は、原則として、受付窓口で記載し、提出するものとする。ただし、開示の請求をする者(以下「開示請求者」という。)の来庁が困難な場合は、郵送又は代理人により提出することができる。

(開示決定等の通知)

第3条 条例第11条の規定による開示決定等の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める所定の通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示するとき 開示決定通知書
- (2) 行政文書の一部を開示するとき 部分開示決定通知書
- (3) 行政文書の全部を開示しないとき 不開示決定通知書

(期間延長の通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、所定の期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第13条の規定による通知は、所定の期間特例通知書により行うものとする。

(第三者保護に関する通知)

第5条 市長は、条例第14条第1項の規定により第三者から意見を聴くときは、所定の意見聴取

通知書により行うものとする。ただし、書面による必要がないと認められるときは、口頭により通知することができる。

- 2 条例第14条第2項の規定による通知は、所定の意見陳述通知書により行うものとする。
- 3 条例第14条第3項の規定による通知は、所定の開示決定等第三者通知書により行うものとする。

(閲覧及び視聴の方法等)

第6条 行政文書の閲覧及び視聴は、第3条第1号又は第2号の通知書により市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 文書、図面及び写真については行政文書の原本又はその写しを閲覧に供して、フィルム及び録音・録画テープについてはそれぞれの再生機器を用いて閲覧又は視聴に供するものとする。
- 3 磁気テープ(録音・録画テープを除く。)、磁気ディスクその他の電子計算機に係る媒体(以下「磁気テープ等」という。)については、当該磁気テープ等に記録された情報を、現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものを閲覧に供するものとする。
- 4 行政文書の開示を受ける者は、当該行政文書を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 5 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、行政文書の開示を中止することができる。

(行政文書の写しの交付)

第7条 行政文書の写しの交付は、紙によることを原則とする。ただし、市長が可能であると判断した場合には、フロッピーディスク又は録音・録画テープによることができる。この場合の複写用のフロッピーディスク及び録音・録画テープは、開示請求者が持参するものとする。

- 2 行政文書の写しの交付の部数は、開示の請求1件につき1部とする。
- 3 行政文書の写しの送付を受けようとする者は、郵便切手により必要な額を負担しなければならない。
- 4 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 5 条例第16条第2項の規定により写しの作成に要する費用として開示請求者が負担する額は、別表のとおりとする。

(審査請求に係る諮問)

第8条 条例第17条の規定による諮問は、所定の諮問書により行うものとする。

(審査会の調査)

第9条 備前市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、条例第21条第1

項の規定により開示請求に係る行政文書の提出を求めようとするとき、又は同条第3項の規定により請求拒否の決定があった行政文書又はその部分と請求拒否の理由とを分類又は整理した資料の提出を求めようとするときは、市長に対し、所定の不開示理由説明要求書により通知するものとする。

(審査会における手続)

第10条 審査請求人、参加人及び市長(以下「審査請求人等」という。)は、条例第22条第1項の規定により口頭による意見の陳述を求めるときは、審査会に対し、所定の意見陳述申出書を提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査請求人等に対し、所定の意見陳述申出結果通知書によりその結果を通知するものとする。

3 審査請求人等は、条例第22条第3項の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審査会に対し、所定の意見書等閲覧申出書を提出しなければならない。

4 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査請求人等に対し、所定の意見書等閲覧申出結果通知書によりその結果を通知するものとする。

(審査請求に対する決定)

第11条 市長は、審査請求について審査会から答申を受けたときは、速やかに当該審査請求について決定をし、所定の決定書により当該審査請求人に対し通知しなければならない。

(文書目録)

第12条 条例第25条に規定する情報の提供等のため、文書目録を作成し、開示請求の受付窓口に備え置くものとする。

(運用状況の公表の方法)

第13条 条例第27条の規定による運用状況の公表は、市広報紙に掲載することにより行うものとする。

(公共的団体等の指定)

第14条 条例第28条に規定する市が出資している法人で規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 備前市土地開発公社
- (2) 社会福祉法人備前市社会福祉事業団
- (3) 社会福祉法人吉永福社会
- (4) 財団法人備前市施設管理公社
- (5) 財団法人吉永町振興公社

- (6) 片上埠頭開発株式会社
- (7) 日生有線テレビ株式会社
- (その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成22年8月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた申請に基づく行政文書の写しの交付に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月1日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

用紙サイズ	金額	
	モノクロ	カラー
A3までのもの	片面1枚につき10円	片面1枚につき50円
A3を超えるもの	片面1枚につき200円	—